

平成 23 年 6 月 24 日

お客様各位

エイブル CHINTAI グループ

東日本大震災における被災者支援策の期間延長につきまして（その 2）

このたびの東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

このたび、被災者の方々を支援させていただくため、株式会社エイブル CHINTAI ホールディングス、株式会社エイブル、株式会社 CHINTAI およびエイブル保証株式会社（以下、これら 4 社を総称して、エイブル CHINTAI グループといいます。）がすでに実施させていただいております各種支援策につきまして、以下の通り期間を延長させていただきます。

記

1. 期間の延長

「平成 23 年 10 月 31 日ご入居申込分まで ※」期間を延長させていただきます。

※「被災した物件の修繕に関する支援」（以下の 2.(2)②ご参照）につきましては、
平成 23 年 10 月 31 日受付分まで

2. 期間延長の対象となる支援策

(1) 被災された、ご入居を希望されている方の支援

- ① 入居者様分仲介手数料の免除
- ② 入居審査及び必要書類の提出義務緩和
- ③ エイブル保証㈱の全国の借上物件に関するフリーレント（家賃免除）の実施
エイブル保証㈱の全国の借上物件にご入居される方につき、礼金ゼロ、
および 2 ヶ月間のフリーレント（家賃免除）実施。

（上記①、②、③とも対象店舗：エイブル直営店舗全店）

(2) 被災された貸主様・家主様支援

- ① 仙台地区における指定の仲介業者に対して発生する、貸主様分仲介手数料免除

② 被災した物件の修繕に関する支援

(株)エイブルあるいはエイブル保証㈱と現在お取引頂いている家主様、過去お取引頂いたことのある家主様、あるいは今後お取引が見込まれる家主様の物件（家主様のご自宅を含みます。）を修繕するにあたり、家主様が金融機関から当該修繕代金を借入れされる際の利息の一部を支援。

尚、これら支援策の内容および対象者につきましては、現状通り変更ございません。

■上記 2.(1)①～②の支援策に関しては、既に公表済の以下のお知らせをご覧ください。

「東北地方太平洋沖地震における被災者支援につきまして」（本年 3 月 22 日付）

「東北地方太平洋沖地震における被災者支援の対象地域の追加につきまして」

（本年 3 月 25 日付）

「東日本大震災における被災者支援策の期間延長につきまして」

（本年 4 月 19 日付）

■上記 2.(2)②の支援策に関しては、既に公表済の以下のお知らせをご覧ください。

「東日本大震災における被災者支援につきまして（被災された家主様に対する支援）」

（本年 5 月 12 日付）

3. その他の支援策につきまして

その他の支援策の実施期間につきましては、以下の通りとさせていただきます。

(1) 被災された人工透析患者の方の支援（定数に達するまで実施）

☞「東北地方太平洋沖地震で被災された人工透析患者への支援につきまして」

（本年 3 月 30 日付）のお知らせご参照

(2) 被災された妊産婦の方の支援（定数に達するまで実施）

☞「被災地から東京に避難を希望する妊産婦の方々への支援につきまして」

（本年 4 月 15 日付）のお知らせご参照

(3) CHINTAI ホームページにおける被災者の方向け支援物件情報の検索バナー設置

（当面の間実施）

(4) CHINTAI ホームページにおける災害支援特別情報ページ開設による生活情報、

交通情報、安否情報等、災害関連情報のご提供

（当面の間実施）

4. 本件に関するお問い合わせ先

■株式会社エイブル CHINTAI ホールディングス 経営企画室 03-5770-2602

■株式会社エイブルの各直営店舗

（株式会社エイブルのホームページご参照 <http://www.able.co.jp/>）

以 上